平成２２年（フ）第６５号
兵庫県豊岡市但東町正法寺327番地、前住所
神戸市北区藤原台南町４丁目１―７―202
債務者　数森　章子（旧姓上大迫）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷垣　竹夫
4　破産債権の届出期間　平成22年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
広島市中区江波東１丁目３番19号
債務者　小山　陽介
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８号
宮城県大崎市古川下中目字古河102番地１
債務者　小成　正子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間敬子
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
北海道旭川市神居２条13丁目１番２号
債務者　阿部　芳夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月４日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３０号
青森県八戸市大字白銀町字沢向15番地７コーポ光１－３、前住所青森県八戸市新湊１丁目15番４号池田八十吉方
債務者　針生　菊美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（フ）第４９号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番５号　県営住宅５―302
債務者　小原由紀子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１３６号
群馬県太田市矢場新町134番地８
債務者　佐野　敏子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１１３号
函館市昭和１丁目３番50号
債務者　伊藤惠津子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
函館市富岡町３丁目５番12―301号
債務者　佐藤　育子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
北海道亀田郡七飯町字東大沼441番地の１
債務者　麦谷　廣男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目15番11号
債務者　山崎　由美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２８号
函館市入舟町19番28号
債務者　五味川勝茂
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２９号
函館市桔梗３丁目９番１号
債務者　岩谷恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
函館市昭和２丁目37番21号
債務者　中西由香里（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２号
函館市東川町３番16号
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
函館市中島町14番２号
債務者　西口　智幸
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所